

# 第74回葛飾区都市計画審議会会議録

1 日 時 令和7年10月17日（金） 午前10時00分から

2 会 場 立石地区センター 2階 多目的室

3 出席者 (◎会長、○会長職務代理)

		出欠	氏 名	職 名
都 市 計 画 審 議 會 委 員 者	学 識 経 験 者	出	◎中林一樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授 工学博士 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
		出	郷田桃代	東京理科大学 工学部 建築学科 教授
		出	中西正彦	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 国際教養学部 都市学系 教授
		出	○佐野克彦	元 東京都建設局長
		出	中村靖雄	一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部長
		出	小倉秀夫	葛飾弁護士俱楽部
		出	梅津茂	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部長
		出	工藤きくじ	葛飾区議會議員
機 関 関 係 職 行 員 政	区 議 会 議 員	出	小山たつや	"
		出	米山真吾	"
		出	中村しんご	"
		出	松田茂樹	警視庁葛飾警察署長
		出	石川洋介	東京消防庁本田消防署長
委臨 員時	出	木下憲明	葛飾区農業委員会会長	

事務局出席者 長南政策経営部長 吉田産業観光部長 吉田都市整備部長（交通政策担当部長兼務） 忠都市施設担当部長  
和田街づくり担当部長 今関政策企画課長 大澤スタジアム構想担当課長 橋本産業経済課長 生井沢調整課長  
川崎都市計画課長 飛島街づくり推進担当課長 沖山金町街づくり担当課長 秋元建築課長 船曳道路建設課長  
大谷公園課長

## 4 議 題

### ・付議事項

議案第173号 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について（葛飾区決定）

議案第174号 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更について（東京都意見照会）

議案第175号 東京都市計画生産緑地地区の変更について（葛飾区決定）

報告事項第124号 東新小岩運動公園について

報告事項第125号 小菅一丁目地区地区計画の変更について

報告事項第126号 東金町一丁目西地区地区計画の変更について

第74回葛飾区都市計画審議会会議録 令和7年10月17日（金）午前10時00分開会  
立石地区センター 2階 多目的室

会長： 定刻となりましたので、第74回葛飾区都市計画審議会を開催したいと思います。

事務局より連絡事項がありましたらお願ひいたします。

事務局： 初めに、9月16日付で、新副区長として長谷川が就任したことをご報告させていただきます。これに伴いまして、担任事項が植竹から長谷川に引き継がれてございます。本日は公務で欠席でございますが、次回からは長谷川からご挨拶をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、お手元の葛飾区都市計画審議会委員名簿をご確認いただければと思います。本日は付議案件に生産緑地地区の変更がございますので、葛飾区都市計画審議会条例第6条に基づき臨時委員の出席をお願いしてございます。葛飾区農業委員会会長の木下憲明委員でございます。

委員： よろしくお願ひします。

事務局： 本日の審議会でございますが、○○委員より欠席のご連絡をいただいております。また、○○委員より遅れて出席する旨のご連絡をいただいてございます。本日の出席委員は12名で、定数14名の半数を超えておりますので、議事定数に達してございます。

なお、本日傍聴希望者はなしということでお知らせいたします。

会長： ありがとうございます。

本審議会は、運営規則第9条により公開となっております。本日、傍聴者はおられませんけれども、公開で開催をし、議事録についても公開したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、副区長はご欠席ということですので、吉田都市整備部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

都市整備部長： 皆様、改めましておはようございます。副区長が公務と重なっておりますので、代理としてご挨拶を申し上げます。

本日は誠にお忙しいところ、第74回葛飾区都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃から本区の都市計画行政にご尽力を賜っております。厚く御礼を申し上げます。

今回は生産緑地地区の審議のため、農業委員会会长の木下様にご出席を賜っております。日頃より葛飾区の農業振興にご尽力いただいておりますことを、重ねて御礼を申し上げます。

初めに本区のまちづくりの状況についてご報告をさせていただきます。立石駅周辺につきましては、北口地区で再開発組合と工事業者が交通広場部分の公共施設工事請負契約を本年7月3日に締結し、工事着手をいたしました。南口東地区においては、権利変換計画、認可申請に向けて、また南口西地区におきましては本組合の設立に向けた活動を行っております。

あわせて、金町駅周辺につきましては、東金町一丁目西地区では、再開発組合におきまして、本年1期の工事完了が行われました。令和12年の2期工事完了を目指して工事が進められております。

また、新小岩南口地区におきましては、再開発組合が令和6年5月より新小岩一丁目46番街区の解体工事を進めており、今年度中に新築工事に着手する予定でございます。

次に、本日ご審議をいただきます内容についてでございます。議案の「補助線街路第261号線の都市計画の変更」につきましては、本路線と交わる補助線街路第138号線において、中川に新たに整備する橋梁の前後区間に沿道の出入りを確保する副道を設置するに当たり、一部幅員と区域について都市計画の変更を行うものでございます。

「補助線街路第138号線の都市計画の変更」につきましては、東京都からの意見照会でございます。委員の皆様からご意見を伺うものでございます。

また、「生産緑地地区の変更」につきましては、追加の案件についてご審議をいただくものでございます。

続いて報告事項でございます。

「東新小岩運動公園について」、「小菅一丁目地区地区計画の変更について」、「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」につきましては、来年の1月の本審議会の付議に向けて、都市計画の趣旨や概要、現時点での状況、今後の予定等についてご報告をさせていただくものでございます。

いずれにつきましても、本区のまちづくりの推進に当たり重要な事項でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会長： ありがとうございました。

それでは、これより審議会ですが、本日の議題につきまして、事務局より改めて朗読をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元にお配りしております第74回葛飾区都市計画審議会次第をご覧ください。

3の議題でございます。付議事項は、議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について（葛飾区決定）」、議案第174号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更について（東京都意見照会）」、こちらは、東京都が都市計画決定するに当たり、都市計画法第18条に基づき、東京都から葛飾区に意見照会が来ているものでございます。続いて、議案第175号「東京都市計画生産緑地地区の変更について（葛飾区決定）」、報告事項第124号「東新小岩運動公園について」、報告事項第125号「小菅一丁目地区地区計画の変更について」、報告事項第126号「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」でございます。

次に、4の配布資料でございます。1) 「第74回葛飾区都市計画審議会資料」につきましては、事前に配布させていただいてございます。2) 議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について（葛飾区決定）」、3) 資料1-1「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画変更案について」、4) 資料1-2「1. 現行道路構造令の制定（1970年）以降の経緯」につきましては、ホチキスでとじたものを事前に配布させていただいてございます。5) 議案175号資料2「東京都市計画生産緑地地区的変更について」、6) 報告事項第124号「東新小岩運動公園について（報告事項）」、7) 報告事項第125号「小菅一丁目地区地区計画の変更について（報告事項）」につきましては、それぞれ事前に配布させていただいてございます。8) 「小菅一丁目地区地区計画案 計画図1」につきましては、本日机上に配布させていただいてございます。9) 報告事項第126号「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」につきましては、事前に配布させていただいてございます。最後に10) 「葛飾区都市計画審議会委員名簿」につきましては、本日机上に配布させていただいてございます。

以上です。

会長： ただいま事務局より朗読がありましたとおり、本日ご審議をお願いいたしますのは、付議事項で議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について」、東京都から意見照会でございますが、議案第174号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更について」、付議事項でございますけれども、議案第175号「東京都市計画生産緑地地区的変更について」でございます。議案第173号と第174号につきましては、関連する案件でございますので、合わせて説明を受けた後で質疑に移りたいと思っております。

続きまして、報告事項として、報告事項第124号「東新小岩運動公園について」、報告事項第125号「小菅一丁目地区地区計画の変更について」、報告事項126号「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」の3件でございます。

それでは順次進めたいと思いますが、付議事項です。議案第173号、それから意見照会ですが、議案第174号につきまして、船曳道路建設課長よりご説明をお願いいたします。

道路建設課長：おはようございます。道路建設課長の船曳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画変更について（葛飾区決定）」及び議案第174号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更について（東京都意見照会）」につきまして、一括してご説明させていただきます。

なお、議案第174号につきましては、先ほど事務局から朗読がありましたとおり、東京都が都市計画決定するに当たり、東京都から葛飾区に意見照会が来ており、本審議会の意見を踏まえて東京都に回答するため、本日付議させていただいているものでございます。そのため、申し訳ございませんが、葛飾区決定の補助第261号線と東京都決定である補助第138号線につきましては、切り分けていただければ幸いでございます。

前の席で資料を映してご説明させていただきますので、少々お待ちください。

改めまして、道路建設課長の船曳でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに資料の確認でございますが、議案第173号に関しまして、第74回葛飾区都市計画審議会資料の1ページから4ページまでと、左肩に「議案第173号」と記載されたホッキキスでとじたものでございます。

議案第174号に関しましては、東京都から照会されました資料一式といたしまして、第74回葛飾区都市計画審議会資料の5ページから20ページまででございます。恐れ入りますが、ご確認をお願いいたします。

参考に、前方スクリーンに261号線と138号線の位置を示したものを表記させていただいてございます。

最初に、議案第173号の、区が変更の手続を進めております補助第261号線の都市計画の変更の内容につきましてご説明いたします。

なお、本路線につきましては、令和5年12月に作成されました都市計画マスタープランの124ページの中段に記載がございますが、地域幹線道路として整備

を進めていくこととなっております。

それでは、左肩に「議案第173号」と記載されたホッチキスでとした資料を1枚おめくりいただきまして、資料1-1をご覧ください。「1 都市計画変更案の概要について」でございます。恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。

都市計画変更案でございますが、7月7日に開催されました前回の都市計画審議会でご説明させていただきました都市計画変更素案からの変更はございません。

今回の都市計画の変更の趣旨といたしましては、こちらの整備イメージをご覧ください。南水元一丁目付近の補助第261号線については、補助第138号線の中川に架かる橋梁が堤防道路と平面交差する計画の整備に伴い、橋梁につながる道路と沿道との間に高低差が生じてしまいます。その高低差を解消するため、擁壁構造の箇所において副道を設置する必要がございます。整備されますと、整備効果といたしましては、幅員16m以上の道路が整備されることで、水害時や震災時などの避難路や物資輸送路としての機能強化につながります。

さらに、整備と併せて無電柱化されることにより、災害時の道路閉塞の防止につながるとともに、都市景観の向上が図られます。また、歩道や自転車通行空間を整備することで、交通事故の防止や歩行者などの安全性の確保にもつながります。

恐れ入りますが、葛飾区都市計画審議会資料の2ページをご覧ください。葛飾区決定の「補助第261号線の変更について」でございますが、理由は記載のとおりでございます。変更概要は、副道を設置することにより、南水元一丁目地内的一部区域において、一部幅員16mを、16mから27mに変更するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。計画図でございます。赤く着色されました約60mの区間において幅員を変更するものでございます。

資料1-1にお戻りいただきまして、「2 第73回都市計画審議会においてのご意見」についてでございます。前回の都市計画審議会におきまして、大きく3つのご意見を頂きましたので、改めてご報告させていただきます。

「①当初幅員16mの考え方と、事業化の検討について」でございます。1ページ資料をおめくりいただきまして、資料1-2をご覧ください。こちらは国交省ホームページより「現行道路構造令の制定以降の経緯」の抜粋でございます。現況の道路構造令が制定されました昭和45年以降、歩道幅員の変更が3回あるほか、平成31年には自転車通行帯に関する規定が追加されており、社会情勢によって改正が行われていくことが分かります。

また、当時の周辺状況について、前方のスクリーンでお示しいたします。前方のスクリーンで表示されているのは、国土地理院より取得いたしました、左側が昭和

38年の航空写真と、右側が令和元年の航空写真でございます。ご覧のように、昭和38年時点では水元地域全体に水田が広がっている状況でございます。しかし、現在では住宅地に変わっており、歩行者や自転車も多く、周辺の飯塚橋や中川橋の渋滞が発生しているということは皆様もご承知のとおりだと思っております。

このように、先ほどの道路構造令の改定のほか、周辺環境の変化も踏まえ、当初幅員16mでの検討を行いましたが、高低差処理のため、副道の整備をする必要があったり、隣接する事業中区間との連続性などの観点から、計画幅員を拡幅するという結果になった次第でございます。

次に、資料1-1にお戻りいただきまして、「②副道の設置理由について」でございます。理由は、さきにご説明させていただきましたが、本計画において補助第138号線が堤防道路と平面交差するため、擁壁構造区間において高低差処理をする必要があることが判明いたしましたので、補助第261号線の沿道への出入りと車両通行空間を確保するために副道を設置するものでございます。沿道への出入りを確保する目的であるため、交通量においてそれほど多くないと見込んでおり、極力影響の少ない範囲といたしまして、5.5mの副道としてございます。

次に、「③足立区への接続について」でございます。本路線は避難場所をつなぐ防災面として重要な路線であり、補助138号線に新しく架かる橋を通ることで、足立区方面への行き来がスムーズになります。

今後は、地元住民にとって橋梁部や堤防道路などへのアクセスの利便性や、周囲の交通状況、沿道の利用状況及び補助第138号線の設計なども踏まえ、交通管理者との協議も行なながら、詳細に道路設計を行っていく予定でございます。

恐れ入りますが、資料1-1にお戻りいただきまして、最後に「3 都市計画法第17条縦覧においてのご意見」についてでございます。

第74回葛飾区都市計画審議会資料の4ページをご覧ください。こちらは変更手続の進め方でございます。本案件につきまして、令和7年9月25日から10月9日まで都市計画案の縦覧を行いました。縦覧の周知につきましては、葛飾区ホームページ、「広報かつしか9月15日号」に掲載いたしましたが、この期間でのご意見等はございませんでしたので、ご報告させていただきます。今後は、東京都と調整しながら、令和8年1月下旬の告示を目指して進めてまいります。

以上で議案第173号の説明を終わります。

続きまして、議案第174号をご説明いたします。初めにご説明させていただきましたが、こちらの案件は、東京都が都市計画変更の手続を進めている補助第138号線であり、葛飾区都市計画審議会資料の19ページにございますが、区へ意見

照会をされた状況でございます。

恐れ入りますが、審議会資料の7ページをご覧ください。東京都決定の「補助第138号線の変更案について」でございますが、変更理由につきましては、補助第261号線と同様で、記載のとおりでございます。変更概要は、副道を設置することにより、南水元一丁目地内的一部区域について、一部幅員16mを、16mから27mに変更するものでございます。

参考に、足立区側につきましては、延長約150mの区間につきまして、幅員16mを、16mから32mに変更するものでございます。

17ページをご覧ください。こちらが計画図でございます。赤く着色された区間において幅員を変更するものでございます。また、補助138号線に関しましては、今回の変更で、全線で車線の数を2車線に決定するということも併せて進めているようでございます。

区といたしましては、これまで東京都と連携して検討を進めており、照会のあった都市計画案に関しましては、意見がない旨で考えております。

なお、今後の予定につきましては、資料20ページのとおりでございます。都市計画変更の手続の時期は多少前後いたしますが、決定告示は同時に行うよう東京都と調整して進めている状況でございます。

以上で議案第174号の説明を終わります。

私からのご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございました。本件につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

議案第173号の補助街路第261号線について、この後、採決させていただきます。議案第174号の意見照会につきましては、ご意見を賜って、都へ伝えるということになると思います。

それでは、ご意見あるいはご質問を含めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、○○委員。

委員： 前回の都計審でも申し上げたのですけれども、まず大前提として、橋ができることは、これは必要な橋だと私どもは認識しているのですけれども、道路を広げる部分についての問題は、様々な住民の利害に関わる問題で、先ほどの説明では、公告・縦覧のうちの意見がなかったと言っていますけれども、当該住民にとってみれば、やはり家屋の建て直しが必要になるであるだとか、様々なことが渦巻いているのが現状で、都市計画の手続に沿って広報やホームページで周知しているとはいっても、それで全ての意見がそこに集中はしていないと私は思っています。現実に私どものところに

様々な要望が寄せられていますので。

1つまず質問しておきたいのは、足立区側は16mから32mまで拡大する部分があるのだけれども、葛飾区は27mに広げるという構造になるということすければ、この資料で、道路の構造令が次々に変わっているという文書がありますけれども、27mにしないといけなくなった、道路の構造令の制定というのは、いつの時点で16mから27mにしなければならなくなつたんでしょうか。

会長： どうぞ、事務局、お願ひします。

道路建設課長： 道路構造令の中で変更しなければならなかつたという明確なところであるわけではなくて、一番の大きな要因といたしましては、橋が堤防道路と平面交差する中で、その後延長していく138号線の高低差が発生してしまいますので、そこの道路に接続する沿道の方の車の出入りができなくなるために、副道を設置しないと近隣の方が救えないとということで、副道を設置するために都市計画の変更を行うということでございます。

委員： 先ほど昭和38年の状況と現在の状況と、もちろん大きく変わつたことは紛れもない事実ですけれども、わざわざ昭和38年の絵を出したということは、この道路の都市計画決定をされたのが昭和38年だということでよろしいのでしょうか。

道路建設課長： 都市計画決定されたのは昭和41年でございますが、その当時の資料がなかつたので、昭和38年ということで、近隣の年数の航空写真を表示させていただいている状況でございます。

委員： 昭和41年ということで、随分前の60年近く前のことということで、ただ、ここは都市計画決定を、道路を通すという計画を立てて、確かにこれが事業化することになったのは極めて最近のことで、それこそ私が区議会議員になった頃には、まだいろいろな障害があつて、着手しようという機運はその以降のことでした。

でも、私があえて申し上げたいのは、事業化が可能だという判断をして、現瞬間ではなくて、もっと前に、構造上道路を広げないと橋ができるのだということが分かっているわけですから、もっと前に、事業化可能だというその時点でこういう改定をしないと、結局その間に様々な建造物が建てられて、この中に結構新しい物件もありますよね。ですから、そういう矛盾が生じてしまったわけで、あえて申し上げますけれども、ここに橋を造るということに決して反対ではないので、議決にはそういう態度表明をしますけれども、今後、橋を造るというだけではなくて、今ある都市計画決定されている道路で事業化するに当たつて、様々な障害が生じるであろう部分については、やはり迅速な対応をしておく必要が今後あると思います。

この部分についてもまさにそうで、もっと早くこの事業化を見越して、都市計画

道路の幅の変更をしていれば、そういう矛盾が避けられたのではないかということを申し上げておきます。

以上です。

会長： ありがとうございます。ご意見として承りました。

今の件について、何か事務局でございますか。

道路建設課長： ○○委員から頂いた意見、地域の方々からは説明会のときもいろいろご意見を頂いておりますので、我々も東京都と連携しまして、今後事業化、設計していく上では、そういった声にもしっかりと耳を傾けまして、反映できるところは反映して、いろいろな関係部署と協議しながら、事業化、そして整備に向けて進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長： よろしくお願ひします。

お手元の資料だと、3ページの地図で色がつけてあるところが、葛飾区が決定する、責任を持つ部分。それに接続する副道として、17ページの地図です。その間の地図は、全部足立区の区間なので関係ありません。17ページのところで、葛飾側の副道が、都の部分のほうが、延長がすごく長いのですよね。ただ、区民としては、都がやるか区がやるかにかかわらず、自分の敷地に少し引っかかる方もおられるし、かなり建物が引っかかる方もおられると思うので、都と区と連携して、しっかりと沿道の方のご要望も伺いながら、土地の手当て、その他のケアも含めてお願ひできればと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

道路建設課長： 承りました。しっかりと東京都と連携して、事業化、その後について、前回の説明会でパンフレットもお配りさせていただきましたけれども、この後も適宜、概要説明会とか、地域の方々に情報提供しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長： ほかにはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、その副道部分についての当該土地建物の所有者等との対応について意見があつたということで、都にもお伝えいただいて、適切な対応をしていただければなと思います。

それでは、ほかにご意見、ご質問等ないということでございますので、お諮りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、議案第173号「東京都市計画道路幹線街路補

助線街路第261号線の都市計画の変更」につきましては、本審議会において原案のとおり議決した旨、区長に答申することいたします。

次に、議案第174号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更について」、東京都より意見照会をいただいております。これに対して、先ほどのご意見を含めて、区のほうから何かございますか。

道路建設課長： 区のほうは、頂いた意見に関しては、今まで調整してきてございますので、「意見なし」で回答する方針です。ただ、進めていく上ではしっかりと調整して進めていきたいと考えてございます。

会長： それでは、ただいまのご意見、それから前回の審議会でも少しご意見が出ていたかと思いますが、それを取りまとめていただき、都に対する意見照会に対応するということで、賛成、承認していただける方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、議案第174号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の都市計画の変更」につきましては、本審議会において、異論はないけれども、幾つかのご意見が出ているということで、それを意見照会として都に届けていただけるよう区長に答申することにいたします。ありがとうございました。

それでは、次に、議案第175号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」に移りたいと思います。本件につきまして、橋本産業経済課長より説明をお願いいたします。

産業経済課長： 産業経済課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。議案第175号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

第74回葛飾区都市計画審議会資料21ページ以降でございますが、初めに22ページをお開きください。

今回の変更の結果、生産緑地地区の面積は22.95haとなりまして、これまでの22.92haから約0.03haの増となります。今回追加する箇所は、「第2 追加のみを行う位置及び区域」に記載のとおりでございます。

追加件数は1件、位置は柴又五丁目地内、面積は約310m<sup>2</sup>でございます。

追加の理由といたしましては、表の下に記載のとおり、「農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する」ものでございます。

新旧対照表につきましては、恐れ入りますが、23ページに記載のとおりでござ

います。23ページの中段、変更事項欄「3 面積の変更」に記載がありますように、168件から169件に、約22.92haから約22.95haに変更となります。

お戻りいただきまして、21ページに総括図、区全体の中段の右側の柴又地域でございます。

また、24ページに追加する箇所図ですが、257上部の網かけの部分でございます。

また、資料を行ったり来たりで申し訳ございませんが、別添の資料2のほうに写真を添付してございます。

本件につきましては、資料25ページにありますとおり、8月15日に東京都と協議済みでございまして、8月13日から8月27日までの間、都市計画案につきまして公告・縦覧を行いました。意見提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会におきまして、本議案が議決されましたら、令和7年11月上旬に決定告示する予定でございます。

議案第175号の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございます。説明は以上でございます。この件に関しまして、本日出席いただいております○○委員から何かお話があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： ご指名いただいてありがとうございます。いつもここ出てくるたびに面積が減ってしまうということで、本来の筋とは違う方向でお話という形なのですけれども。東京都の農業委員会でも、古いアパートを壊して農地にするには、それなりの補助をしていただいている形が最近の傾向になっております。その中において、こういう形として、いくらでも増えるということは非常にいいことなのかなと感じておりますし、我々委員会としても、やっている立場において非常にありがたいなと思っているところでございまして、こういう場におきましては、特別これという意見もございません。ただ、地図を見ていただくと、24ページに、多分、私の想像ですけれども、周りにちょっとあった納屋とかを壊して、平らだったので畑にすれば非常に有効利用できるということで提案されたのかなと思いますので、ひとつご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

差し支えなければ、今回指定すると30年間営農ということなので、次の方が少し頑張ろうと。

委員： 次の方はどうするか分かりませんけれども、取りあえず、指定しますと、30年という特別長い、今、十年一昔と言われておりますので、三昔ぐらいまで先のことになりますけれども、途中で、人間、生身の体でございますので、何があるか分かりませんけれども、そのときはどうなるかは、その時点で次の方が考えるしかないのかなと思っております。

会長： ありがとうございます。

それでは、ご質問等ないようでしたら、本件につきましても採決をさせていただきたいと思いますが、お諮りしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案第175号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、議案第175号につきましては、本審議会において原案のとおり議決した旨、区長に答申することといたします。ありがとうございます。

それでは、ここで臨時委員の○○委員が退席となります。お忙しいところをありがとうございました。

(○○臨時委員退席)

会長： それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まず最初に、報告事項第124号「東新小岩運動公園について」です。大谷公園課長よりご報告をお願いいたします。

公園課長： 公園課長の大谷でございます。よろしくお願ひいたします。報告事項第124号「東新小岩運動公園について」、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

報告事項第124号の資料をご用意いただければと思います。

初めに、「東新小岩運動公園 都市計画変更の概要について」、一番後ろにつけさせていただいておりますA3横のカラーの、「資料2」と右上に書かれている資料で説明をさせていただきます。

初めに、左上から「1. 計画地の概要」でございます。当該敷地である旧私学事業団総合運動場については、将来的なスタジアム構想を見据えて令和6年2月に用地を取得しております。令和6年9月からは東新小岩運動場として区民等の利用に供しております。新小岩駅からのアクセス、都市計画等の要件につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、「2. 区の施策とスタジアム構想との関連性」についてです。こちらでは、中期実施計画、都市計画マスターplan、新小岩駅周辺まちづくりplan、右上に移っていただきまして、スポーツ推進計画にスタジアム構想の記載部分というところを載せさせていただいております。

続きまして、「3. 都市計画公園への位置付けについて」です。(2)の「東新小岩運動場敷地の方向性」として、主に運動の用に供することを目的とする運動公園として都市計画公園に位置づけた上で、将来的なスタジアム整備を検討していくこととしております。現時点でのイメージは図のとおりでございます。

恐れ入りますが、資料1ページにお戻りください。「1 趣旨」の2段落目からご説明いたします。本計画により、区民の誰もがスポーツを気軽に親しむ環境がより充実するほか、緑豊かな自然環境の確保、避難場所など防災機能の向上、多様な世代が集う交流拠点など、都市計画公園（運動公園）としての効用が期待できるところから、都市計画に位置づけることについて、7月に住民説明会を開催し、周知させていただいたところでございます。本日は、都市計画変更に向けた現時点の状況と今後の予定を報告させていただきます。

「2 スタジアム建設候補地としての検討」についてです。「(1) 概要」につきましては、近年、国の施策として推進されてきましたスタジアム・アリーナ改革を受け、全国各地で「みる」スポーツのための環境の整備や、スポーツを核とした地域のにぎわい創出を目指したまちづくりが進められております。その中では、スタジアム・アリーナを公園施設として整備し、スポーツ振興にとどまらず、コミュニティ形成、健康増進、子育て支援、地域経済の活性化、防災機能向上などといった、より公共性を重視した整備を図り、魅力ある公園づくりが進められている事例も多くございます。本区においても、スタジアム整備の可能性について引き続き検討を進めてまいります。

検討経緯につきましては記載のとおりでございまして、2ページにお進みいただき、令和7年7月12日には都市計画法16条に基づく住民説明会を開催したところでございます。

「(2) 地域の防災機能向上」につきましては、本区の水害等の災害リスクを踏まえ、地域の防災関係組織や住民等との意見交換や先行事例を通じて、スタジアムが持つ防災拠点機能を生かした整備計画の検討を進めてまいります。

「3 都市計画変更（案）」につきましては、次ページ以降3ページにわたり、資料1としてつけさせていただいております。

2ページ目にお戻りいただければと思います。4の「変更の概要」につきまして

は、先ほどご説明したとおりでございまして、最後に5の「今後のスケジュール」につきましては、11月頃、都市計画案の公告・縦覧、意見書提出の手続をさせていただき、来年1月30日に予定されております都市計画審議会に付議をさせていただく予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、○○委員。

委員： 非常に違和感を覚えるのですけれども、スタジアムを造りたいと言ってる人が一部におられるようなのですけれども、当委員会は、準工業地域である土地利用の当該箇所を都市計画公園に変えるか否かというのを審議する場所なのではないですか。スタジアムどうのこうのというのは議会でやればいいことであって、都市計画公園にするということが議題なのに、事細かに、スタジアムがどうのこうの、子育てに関係があるなど、よく分からんのですけれども。

スタジアムができたら、ここ、今はスポーツをするためにトラックがあって、サッカー場があって、テニスコートがいっぱいあって、多くの区民がスポーツに親しめる場所であるのに、区民がスポーツができなくなっちゃうんですよ。特定のサッカー選手だとか、コンサートが行われるかどうか分かりませんけれども。

スタジアムがいいかどうかということは議会でいろいろと審議すべきことであって、ここはあくまでも準工業地域を都市計画公園にするか否かというのを審議すべき場であって、こんなところでまたこんな報告をされると、議会で、都市計画審議会でも様々なご説明をして、お墨つきを頂いたみたいなことになったんじゃ……。実際ここにスタジアムを造るのをやめてほしいという声も現実に多数ある中で、そういう意図的な都市計画審議会の利用というのをやめていただきたいと申し上げておきます。

会長： 会長として、今、○○委員がおっしゃった、用途地域の準工業地域を変えるわけではありません。用途地域はこのままで。我々が決めるのは、ここの土地を公園にする、それを都市計画決定するのです。公園の種類として、いろいろな公園があるのですけれども、ここは運動公園として都市計画決定をしたいというのが、本案の、今日は報告ですけれども、報告です。

おっしゃるように、スタジアムを造って云々というのは直接我々が決めることではありませんが、運動公園としてこういうような内容ですということをご報告いた

だきましたということで、まず我々が決めるのは、運動公園としてこの土地を活用するということを、都市計画公園として決定するか否かということを将来諮られるということであるということだけご理解ください。

今のような状況から、スタジアムまで、いろいろな運動公園というのが考えられますので、そのことについては、我々のほうからも意見を申すことはできると思いますし、議会でも議論をしていただくということは当然あるかと思っております。

○○委員のご意見というのは、ここは公園にすべきではないということではないのかな、ちょっと違うかなと思ったのですが、スタジアム云々をここで決めるわけではないということだけははっきりしていますので、それだけはご理解いただいた上でと思いますが。

○○委員、どうぞ。

委 員： だから、私が申し上げているのは、公園にするということだけを決めるのがこの場であって、スタジアムにどうのこうのということは別問題でしょうという意味で申し上げたわけです。運動公園にすることは、私は賛成です。

会 長： 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

委 員： 要するに、運動公園にするという理由の中で、スタジアムを造るかどうかという話が動機づけとして出てくるというだけの話なので、区が持っている土地をどのように使うかというのは、都市計画審議会で諮るような話ではないので、そこは関係がないのかなと思っています。

今、運動場で使っているところ、弁護士会の運動会でも使わせていただいているので、広く使わせてもらえてるというのはそうなのかなと思うんですが、じゃあスタジアムになったら使えなくなるのかというと、またそこは区議の皆さん方がちゃんとスタジアム側と協議をして、試合のないときにどういう使い方をするのかということは、区議の方あるいは区の役所の方が、ちゃんとスタジアム運営者との間で協議をしていただければいいのかなと思っていて、そのほか、サッカー場ということになれば、葛飾区内にある高校や中学のサッカーの試合で使えるということも出てきますし、あるいは東京都全体で高校生同士のサッカーの試合をするときにも使えるということも出てくるかと思うんですが、そのような使い方ができるかどうかを決めるのは、運営者と区の間の協議、あるいは都との協議なので、そこまで都市計画審議会に負わせないでいただきたいというのがまずあって、そういうことで考えたときに、スタジアムが造れるような運動公園にするのがいいのかどうかという話が今日の話なのかなと思っています。

会長： ありがとうございます。葛飾区は例の漫画も含めて、サッカーでの地域性というのが世界的には売れているところもあって、そういう意味では、公式のサッカーの試合ができるような場所をつくりたいということも含めてのご提案かなとは思っております。決めるのは我々ではないですが、ご意見はいろいろとあろうかと思いますので。

スタジアムといつても、いろいろなスタジアムが想定されます。私、会長を離れて意見を1つだけ言いたいのは、先ほどの折り込みの資料のところに、水害と防災機能の拠点にするスタジアムを造ると書いてあります。つまり、運動だけではなくて、災害時、特に荒川とか中川が破堤すると、特に中川に囲まれているのだと思うのですけれども、七曲りから南側ですから、かなり水位が高くなることが想定されていて、そういう意味では、今の野球場のように、グラウンドにそのままサッカ一面を作つて、スタジアムのスタンドだけ作る方式にするのか、新横浜のところに、今、日産がどうこうでトラブっていますけれども、いわゆる日産スタジアムと言っていた、ラグビーとサッカー場に使えるものがあります。あれは実は、あのエリア自体が隣に流れてる鶴見川という川の遊水地に設定してあって、スタジアムを持ち上げているんですね。雨が降って鶴見川が洪水を起こしそうになると、あのエリアに水を全部入れて、それで川が氾濫しないように調整するという機能を持たせています。4年前にラグビーのワールドカップをやったときに、日本がスコットランドか何かに勝った試合、あれは豪雨の翌日にやったんですね。あのとき実はスタジアムの下は泥水だったのです。その遊水地に鶴見川の洪水防止のために水を入れたものですから、泥水だったのですが、試合は完璧にできて、しかも日本が勝ったという。

そういうようなことも実例としてありますので、これは財政というか、お金の問題になるんですけども、もしスタジアムを造るのであれば、洪水ハザードマップの水位よりも少し高くして造られることで、スタンドだけではなくて、エリア全体が避難場所にもなり、いろいろな救助物資をヘリコプターで届けて、そこからデリバリーするというような防災拠点にもなりますので、そこはまさに防災拠点として、活動拠点として。司令塔は区役所にあるわけですから、活動拠点としての役割を少し考えていただくことが大事なのかなと思っています。

もし上げると、その地下の部分に雨天でも使えるテニスコートが、照明を入れれば作れますし、土地の二重利用ができますから、区民にとっても雨天でもテニスができるというようなこともできますし、何よりも、今、平面に全部駐車場を置いているのですね。あれをその地下へ収納することによって、平面の駐車場のところを

全部グリーンにして、そこも区民に、遊びながら子供たちが、ボール投げができるとか、ボールを蹴ることができる。そういう、全面、アスファルトの駐車場がない、スタジアムの周りは全部グリーンですというようなイメージの運動公園についていただけるといいかなと。

それから、新小岩は中川、荒川沿いのところの新小岩公園を高台化しようということで、それも水害対策で取り組まれているわけですから、東側は公園を土盛りして高台にしようと。こちらのほうはスタジアムを持ち上げることで水害にも有効な機能をつくる。そういう形も含めて、ただ、お金の問題がありますから、それが最大の関門かもしれませんけれども、水害時を考えると、あるいは地震時でもそういうふうに活用できるわけですので、ぜひそうした観点も含めて、スタジアムについてはご検討いただければなと思っているというのが私の個人的な思いです。

委 員： 会長のそういう思いは思いでいいのですけれども、当該物件を325億円で区は購入しました。何で325億円なのかということなのですけれども、当初は350億円で購入するという予定だったのですけれども、ここは国鉄清算事業団の跡地だということで、汚染物質が出てきている。その結果、地下5mまで掘り下げるということによって25億円の値引きがされたということなんですよ。そこを、地下も活用するということになると、汚染された土砂をどう処分するのかという、また大金がかかる大問題になってくるんですね。ですから、土盛りをするのはありかもしれませんけれども、地下を掘り下げるというのは、そもそもこの土地の売買の契約のときからあり得ないという前提でこの土地が売買されていますので、地下の利用なんていうのは…

…

会 長： 地下ではありません。地上面です。

委 員： いや、地下に運動施設を作ったらいいとおっしゃるから、そんなことはあり得ませんよと。

会 長： 違います。地上面でスタジアムを上に上げて。

委 員： 地下も使うとおっしゃったから、私は発言したわけですよ。

会 長： 地下ではありません。地上面をスタジアムを持ち上げることによって、地上面が活用できますということです。

委 員： 最後に申し上げますけれども、会長は中立的な立場でぜひ行司をしてほしいと思っていますので、区長の政策を持ち上げるような発言はぜひ慎んでいただきたいと申し上げておきます。以上です。

会 長： ですから、私は、個人として発言させていただきました。

会長としては個人的な発言をしてはいけないと思いましたので、議事録にも、こ

れは委員としての個人の発言であるということを明記した上で発言させていただいているつもりです。

全文公開させていただきますので、改めて言います。個人の意見です。しかも、私は防災をやってきていますので、災害に強い、災害時にも役に立つスタジアムを、あるいは公園をぜひ造っていただきたいなという思いです。

そんなシナリオはどこにもありません。私の中から出ているだけで、区から言わされているわけでもありません。

委 員： もう既に高いお金で土地を買収してしまったので、これをどうやって効率的に運用するのかということが葛飾区にとって重要なのかなとは考えていて、もちろん、今言われているような、チームのフランチャイズになれば、それはそれで集客能力が出てくるので、新小岩の商店街を中心に、それなりに経済的な活用が見込まれるのかなと思うと同時に、葛飾区内には私立ですけれども修徳高校というサッカーの強いチームがあって、彼らが試合に使えるというのは一つ大きな話であろうということは言える。あと、葛飾区の小中学校は、かなり芝生を校庭の中に入れてサッカーができるようにしている。そこでサッカーチーム、私の地元の南綾瀬小学校なんかでも土日に子供たちがサッカーの練習をしているわけですが、彼らが試合とか練習とかで使えるような立派なところが出てくるというのも一つ効率的なことなのかなと考えています。

サッカーのプロチーム、J2、J3あるいはその下のリーグにしても、基本的にホーム・アンド・アウェー方式ですから、自分のホーム、フランチャイズを使う日というのはそんなにたくさんはない。ということは、ほとんどの日は空いているわけで、もちろん練習に使う日はあるでしょうけれども、空けられる日が出てくる。それを教育等に使えるのであれば、それは一つ、葛飾区民、子供たちのサッカー能力の向上。サッカーだけではなくて、ほかのフィールド競技もできるのかもしれませんが、そういうところに出てくることがあるので、試合がない日、あるいはそのチームがホームで練習していない日にどのような活用をするのかということは、ここで決められることではないので、区議の皆さん、あるいは区役所の皆さんを考えていかなければいけないことだとは思うんですが、そこはこの場所を使って、サッカー場を造っていいですよという契約を結ぶ段階でしっかりと決めていただければなというのが私の個人としての願いです。

会 長： ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

委 員： 運動公園にするという、公園にするという今回のお話ですので、当然ですが、区

民、住民のための運動公園であってほしいという意味からすると、すごく重要なのは、会長がおっしゃった、例えば周辺の防災に期するということはすごく重要なことだなと思いますので、それはぜひ今後考えていただきたいと思うのと、もう一つ、この地域といいますか、下町ですので、狭隘というか、固まった緑地とか緑、そういうものが少ないとだと思いますので、緑というものを大切にしていただきたいと思いました。

それは、そこに建築してはいけないという意味ではなくて、一つは、とても大きい敷地ですから、いろいろなやり方はあると思いますし、私は建築設計の立場から物を申し上げるとすれば、もちろん建築を建てながら緑を共存させるという手だけは幾らでもございますので、そういうことも考えていただけるといいかなと思いました。

すみません、意見でございます。

会 長： ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

もしご意見等ないようでしたら、報告事項ですので以上にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告事項の2番目に移りたいと思います。続きまして、報告事項第125号「小菅一丁目地区地区計画の変更について」、飛島街づくり推進担当課長より報告をお願いいたします。

（小菅一丁目地区地区計画の変更について）： 街づくり推進担当課長の飛島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項第125号、小菅一丁目地区地区計画の変更の概要と進捗状況についてご説明させていただきます。前の席で資料を映してご説明させていただきたいと思いますので少々お時間を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料でございますが、お手元にブルーの概要等と地区計画の原案書と、本日机上配付させていただきました計画図1でございます。

それでは、着座にてご説明をさせていただきたいと思います。スクリーンのほうでお示しいたしますので、スクリーンか、もしくはお手元の資料でご覧いただければと思います。

まず、地区の概要でございます。区の西側に位置しております、北側を足立区との境に接しており、荒川と綾瀬川とに挟まれた地区でございます。また、地区的南側は戸建て住宅を中心とした住宅地であり、北半分は東京拘置所が立地した地区でございます。

計画区域でございますが、こちらの図にお示しします約33.0haの範囲でございます。地区は北側に東京拘置所地区、南側に一般住宅地区、中央にまちづくり用地地区の3つの地区がございます。今回の変更では、赤色の点線で囲まれましたエリアにおきまして宿舎整備計画が予定されており、土地利用の変更を生じることをきっかけとしまして、地域の方々と合意形成を図りながら地区計画変更の検討がなされております。

地区計画を変更するきっかけにつきましては、前提として本地区は地区計画を活用し、道路や広場整備の改善、建物の意匠などの規制誘導を図りながら、地区計画の目標である「快適でにぎわいのある安全安心な市街地形成」を進めております。そうした中で、拘置所地区内的一部で国による宿舎整備計画の検討の際に、国として都市計画法の運用指針等に基づき、地区のまちづくりに配慮していくため地区整備計画を定めるとして、昨年から勉強会及び説明会を通じた合意形成を図りながら、その成果を取りまとめ、今年の3月31日に国より区に提案がなされたことから、区ではまちづくりの推進に向けて都市計画の変更を進めるものでございます。

こちらは国と区の役割分担と手続の流れを図でお示ししてございます。左側半分につきましては、国による手続の流れでございます。中央につきましては、地区計画変更に関わるブルーのハッティングの部分は手續でございます。昨年、国では宿舎建設計画に関わる国の方針と、地区計画の変更の素案の作成に向かまして、地域合意形成ということで勉強会・説明会を行った上で素案を取りまとめてございます。その後、区側では原案を作成し、7月に原案説明会を開催し、原案の公告・縦覧、意見書の提出を終了しまして、今回、本審議会に中間報告をさせていただきます。

一方で、国としましては、今年5月に整備計画の事業方針を公表し、整備手続に向けて、今年度をかけてPF1事業者の決定が行われる予定でございます。

今回の変更でございますが、新しく「東京拘置所地区（宿舎地区）」を指定するものでございます。対象となりますエリアは、今回の整備計画のある東側のエリアと既存の合同宿舎の範囲を合わせた区域、面積約8.2haについて新たに地区整備計画を定めるものでございます。

こちらは上位計画になります区の都市計画マスタープランでございます。マスタープランでは「地区計画の活用による街づくりの推進」を掲げてございます。

地区計画の変更に関わるご意見の収集や合意形成の経緯の一覧でございます。昨年の動きは、国が実施主体となりまして、勉強会は地元の町会と有志によるもので計3回、説明会は本地区の権利者等を対象にしまして計2回開催しております。その後、区では、国からの素案の提案を受けまして、今年7月に原案説明会を実施し、

その後、原案の公告・縦覧と意見書の提出受付を行いました。意見書の提出は1通ございまして、その他のご意見でございました。説明会開催後に街づくりニュースの周知等を行っております。

これからは今年2月での国による第1回説明会の資料でございます。今回の地区計画の変更の目的、対象範囲、それまでの取組についてのご説明、ご報告が行われました。

国の説明によりますと、宿舎整備はPFI事業手法を採用するため、建物・広場の配置は、PFI事業に関わる国の実施方針を参考にPFI事業者が提案するものとしてございます。また、国の土地利用案では、法務省宿舎11階建て1棟306戸を想定しております。また、合同宿舎は14階建て1棟450戸を想定してございます。

また、説明会後、5月に事業方針で整備スケジュールが公表されましたが、法務省宿舎は令和8年3月～令和10年12月、合同宿舎では令和8年3月～令和13年3月となってございます。

紙面の下半分につきましては、勉強会における意見交換の整理でございます。意見の整理としましては、地区計画に関わる部分についてブルーでハッチングしたところでございますが、2点、小菅住宅の広場を使い続けたいというご要望と、建物の形態・意匠・色彩は周辺と調和した落ち着きのあるものとする、以上の2点を素案に反映することと併せて、オレンジ色のハッチングがされたところでございますが、宿舎の整備の在り方を明示したものにつきましても、地区計画の建築物の整備方針等に溶け込ませるとしまして、「・」の3つ目、上記の2点に加えまして、歴史的資源、自然的資源を保全、また隣接する住宅・周辺施設等への日影、電波障害、風害等の影響に配慮するために必要な規定を盛り込むと説明してございます。後ほど反映した地区計画の原案の部分についてもご説明させていただきます。

こちらは昨年度、国による第2回説明会、今年3月での資料でございます。地区計画素案の変更箇所、内容についてのご説明、ご報告が行われました。

本地区の区域の境界表示につきましては、今回の変更で新たに2か所が追加・変更となっております。いずれも敷地境界線と表示してございます。また、今回の変更箇所ではないところでございますが、現行の地区計画の区域境界につきましては、敷地境界線としているものにつきましては、道路などの地形・地物を境界とすることを東京都から指摘がございましたので、計画の案を作成する段階でそのように修正をかける考えでございます。

本日、計画図（案）として当日配布させていただきました資料で、こちらのもの

でございます。ご覧おきいただければと存じます。

区域内の通路の様子を示したものでございます。東側につきましては小菅住宅が整備済みですので、一般の利用がされてございます。西側につきましては、整備計画エリアの通路の配置はこれからで、まだ決まっておりません。現在は関係者以外が立入禁止の区域となっております。合同宿舎がこちら側、外側にできる予定でございますので、恐らく一部開放が検討されると思われます。

また、構内通路の地域の交通利便性への配慮を求める地域のご要望に対しまして、国のはうから、構内通路につきましては、整備プランの整備と併せて、東京拘置所の保安・警備上の観点を踏まえて今後検討していくとコメントがなされている状況でございます。

次に、地区計画変更の本日のご報告までの流れでございます。

次に、原案説明会の開催概要でございます。記載のとおりでございまして、西小菅小学校体育館におきまして、国にはオブザーバーで参加していただき、葛飾区主催で開催いたしました。参加者数は22名。本変更原案に対する別段のご意見はなかったところでございます。

続きまして、原案の内容に入らせていただきます。

地区計画の目標でございますが、「地区全体の生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安全で安心な市街地の形成を図る」といったものになっております。

変更と追加の主な内容につきましては、新たな課題として、宿舎の建て替えに当たり、広場の創出や歩行環境への配慮、地域資源の保全により、地区内とその周辺の防災性や住環境の向上を掲げてございます。

本地区計画の変更の主なポイントについてご説明いたします。主要な変更は、「東京拘置所地区（宿舎地区）」を定め、地区整備計画に位置づける点でございます。そこで、新たな広場の整備や、壁面の位置の制限に関するルールを定める点でございます。

また、地区の中央部の地区名称でございますが、現行につきましては「まちづくり用地地区」という名称でございましたが、既にマンション等市街地が形成されている状況を鑑みまして、「まちづくり整備地区」といった名称に変更いたします。

続きまして、新たな地区計画としまして、広場4号、5号、6号の3つの広場を位置づけるものでございます。整備計画のプランニングにこれから入るわけですが、それに先駆けまして、地区計画の中で位置と規模を位置づけるものでございます。

また、建築物等の形態または色彩、その他の意匠の制限に関しましては、宿舎地区につきましても、ほかの地区と同様に定めてまいります。

また、宿舎地区の北西側におきましては、赤い点線で表示したところでございますが、周辺の良好な自然環境との調和、特に北側の住宅への日影や圧迫感などの影響に配慮しまして、壁面の位置の制限を定めることとし、建物の壁面が敷地境界から10mの壁面位置の制限を超えてはならないという規定を定めます。

以上が変更原案の主な変更ポイントとなります。

以下、地区計画変更の計画書となります。これまでご説明したポイントのほか、今回の変更・追加事項の箇所を赤文字・下線で表示してございます。こちらは、ただいまご説明いたしました、目標の記載の内容の一部の変更でございます。

土地利用の方針でございます。こちらについても「まちづくり整備地区」の名称変更と宿舎地区に関わる方針を位置づけてございます。特に4番でございますが、「広場を設けるよう努めるとともに、宿舎地区内の歩行者ネットワークに配慮する」と定めてございます。

続きまして、地区施設の整備の方針における宿舎地区に関わる広場の整備についての位置づけをしてございます。5としまして、「東京拘置所地区（宿舎地区）内外の住環境の向上に寄与する広場」と表示してございます。

続きまして、建築物等の整備の方針におきましては、宿舎地区に関わる方針を3点ほど掲げてございます。2番目のところでございますが、施設の整備については周辺環境への影響に配慮するといったところと、法令等の規定の範囲の中で民間収益施設を設置する場合には、地域社会のニーズに対応するよう努める、また、歩行者ネットワークに配慮するといった内容を加えて記載してございます。

その他のところでございます。こちらにつきましては、緑の保護に関するものについては維持・保全に配慮するという内容でございます。

地区施設の配置及び規模につきましては、広場4、5、6号が追加となっております。

続きまして、壁面の位置の制限につきまして表示させていただいております。

また、建築物等に関する事項につきましても、周辺と調和の取れた落ち着きのあるものを規定させていただいております。

計画図1でございます。こちらにつきましては区域でございますが、「宿舎地区」「まちづくり整備地区」「一般住宅地区」の3つの地区が指定されてございます。

こちらは計画図2でございます。宿舎施設でございます広場4・5・6の配置と規模を指定しております。

こちらが計画図3となります。壁面の位置の制限の箇所の範囲を示してございます。

最後でございますが、計画決定までの今後のスケジュールをお示してございます。今回の区の都市計画審議会でのご報告後、11月に計画案につきまして公告・縦覧、意見書の提出の受付を行い、年明け、次回の都市計画審議会での答申を踏まえた上で、2月下旬をめどに都市計画決定を行うというスケジュールとなっております。都市計画決定後、本地区計画の変更の報告を街づくりニュース、地権者さん、地区の皆さんにお知らせしていく予定でございます。

私からの報告事項125号につきましての説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

会長： ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： この中で拘置所を使っているユーザーは私ぐらいだと思うので一言申し上げると、ここは小菅駅から拘置所まで行く間に飲食設備等、接見に行った人が休みを取る施設がない。結構、弁護士かやくざか報道機関が多いので、それなりに金銭的な余力がある人たちがたくさん来ているにもかかわらず、ここでお金を全く落としてない状態にあるのが現状で、結局、終わった後、ちょっと休もうと思ったら北千住に行くか綾瀬に行くかという状態になっているのが現状なので、まちづくり整備地区でも何でもいいのですけれども、飲食店その他、休憩を取れるような施設が造れるような余地をつくっていただけるといいかなと思っています。ここに公園だけ造っても、別に公園で休むような人たちではないので、あまり意味がないですから、何かできるようなものがあると……。

あとは、ご家族があそこに入ってしまった人たちが接見に来る、あるいは弁護士、やくざが来る、著名な人が入ると報道機関をわっと寄せるのでやって来るというのが実情で、その後行くところがないというのが現状なので。物を購入するにしても、拘置所の中に差し入れるものを作ってくれる差し入れ屋があるぐらいの話なので、現状まともに物を買えるような状態でもない。もちろん小菅駅の下のところにスーパーが入っていますけれども、ここに行くしかない状態なので、計画の中で、拘置所に接見に行って帰ってくる人が入ってくるような設備を作れるような余地というのができればいいなというのが私の意見です。

会長： 貴重なご意見、ありがとうございました。

斎藤議長： 地区計画の原案書の中に、こちらのページでございますが、民間収益施設を設置する場合には地域のニーズを反映するものということで、今回整備に当たっては、事業提案用地というものが2,000m<sup>2</sup>ほど計画の中に入っております、それはPF

I 事業者さんからのご提案ということで、国が審査をする。そのためのニーズの収集をかなり丁寧にしておりまして、その中にやはり民間の商業施設ですとか、病院ですか、そういったお話がございました。

前回の平成18年の改定のときにも地域の交流施設というものがありまして、結果としましては、コンビニが地域にないということで、今皆さんに非常に利用されているような状況ですので、今回もそのように地域のニーズを吸い上げた形で、一番合理的な提案を国のはうが採択するといった内容でご説明させていただいているところでございます。説明が不十分で申し訳ございません。

委員： 地域のニーズという言い方をしてしまうと、この地域に住んでいる住民の方のニーズということに集約されてしまいそうな感じがするのですが、ここは東京拘置所という特殊な施設がある地域で、ここに足しげく通う人たちのニーズというのをどうやって組み入れるかというところが出てくるのかなと思っていて、例えば弁護士会、東京三会に「拘置所のそばにあったらいいなと思う施設はありませんか」みたいな話をすると、また全然変わってくるのかなという感じはしています。

鈴木委員長： いろいろな視点からそういったニーズがあると思います。意見の中でも様々な意見がありまして、これにつきましては事業提案として、PFI事業のはうに一番合理的で効果的なものということで、これから展開されるといった状況でございます。ご意見ありがとうございます。

会長： 国から意見照会があるわけではないと思うけれども、国のはうに、こういう意見もあったということでお伝えいただければ。PFIは国の主導ですので。

鈴木委員長： かしこまりました。

会長： ほかにはいかがでしょうか。

委員： 細かいお話になるかと思うのですが、22ページの土地利用方針の原案変更の部分で、今回の「東京拘置所地区（宿舎地区）」の追加のところとか「まちづくり整備地区」の変更というのはよく分かりますし、それ自体に何か問題があるわけではなくて、ここに「東京拘置所地区」というのが言葉として残っていて、30ページのはうに付図、計画図1というのがあるのですが、そこには「東京拘置所地区」の範囲みたいなことが特に記載されていないのですが、これは相変わらず残る？残るのだったら、どれを指しているのかが、見落としているのかもしれません、そこが分からなかつたので教えていただけますでしょうか。

鈴木委員長： 「東京拘置所地区」が、もともと3つの地区の中の現行の地区計画の中でありまして、この北側の半分です。こちらを「東京拘置所地区」として指定してございますので、そちらは残る原案になっております。その中の内訳として、地区整備計画区域

として宿舎地区が位置づけられるという立てつけでございます。

委 員： 分かりました。そうしたら、「東京拘置所地区」というのが上半分だと分かるものがあればいいと思うのですが、見落としていますか。何かあったほうがいいのではないかなと思いました。

鈴木謙三議長： かしこまりました。

会 長： この地区計画でいうところの地区施設の配置・規模はいいのですけれども、地区整備計画、建築等に関する事項の中に拘置所本体のところは入っていないんですね。

鈴木謙三議長： 入っていないです。

会 長： だから、場合によると地域を4つに分けて、整備地域の中には、拘置所を入れるかどうか分かりませんが、宿舎地区ということで独立させるようなことができたほうがいいのか、拘置所地区なのだけれども、整備計画の中にはそのうちの宿舎部分だけなのですというのは、ある意味では、地区整備計画の対象が拘置所地区と拘置所宿舎地区とに分かれていますという意味でいうと、4地区に分けてしまって、拘置所は除いて、ほかの宿舎地区等を含めたところが地区整備計画なんですとしていただいたほうが多分すっきりすると思うのです。だから、その辺も含めてご検討いただけますか。

鈴木謙三議長： かしこまりました。資料2で4つに分かれていますので、そのような形で。

会 長： だから、「拘置所地区」というのと「(宿舎地区)」というのがついている、文字が入り乱れていて、それが図面だとどこなのということも分かりにくくなってしまっているということであると、拘置所(宿舎地区)ではなくて、拘置所宿舎地区か拘置所関連施設地区でもいいですけれども、そういうのと拘置所そのものの本体というものが分けられていてもいいかなと思いましたので、ご検討ください。

鈴木謙三議長： はい。かしこまりました。土地利用方針で4つになっていますので、図面のほうに反映するように検討いたします。ありがとうございます。

会 長： ということでよろしいでしょうか、○○委員。

委 員： はい。ありがとうございます。

会 長： ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと確認なのですが、広場がいっぱいできて、今度、宿舎地区の中に3つできるというので新しく加えるのですが、この3つ加える広場というのは、国有地の中の広場?管理は国がやる?区ではなくて。

鈴木謙三議長： 現段階、底地が国有財産になっておりますので、現在既に整備されたところも国が管理してございまして、少なくとも現時点では今回も同様の扱いになると思われま

す。

会長： そうなのですね。1号、2号、3号も国に管理してもらっているのですか。

鈴木担当課長： そうでございます。2号については、一部児童遊園になっております。

会長： そうすると、区画道路についても同じですか。

鈴木担当課長： 区画道路につきましては公道になっております。

会長： 公道ですか。

鈴木担当課長： 公道でございます。広場2号は、実は一部、児童遊園になってございます。

会長： ポケットパークというのもあるのですか。

鈴木担当課長： ポケットパークもございます。

会長： 国有地？

鈴木担当課長： 国有ではなくて。

会長： これは区が管理して？

鈴木担当課長： 区が管理してございます。

会長： 区画道路1、2、3、4、5というのは、全部区が管理している？

鈴木担当課長： 区が管理しています。

会長： 分かりました。今度、宿舎の中を通り抜けする通路と言っているのは、地区計画上には出てこない通路？

鈴木担当課長： 配置計画、プランニングがこれからですので、まだ具体的には定まっていないところでございますが、一番東側が合同宿舎になりますので、恐らく小菅住宅と同じように開放されれば、開放された通路というのが想定される状況です。

会長： それを地区計画上、区画道路ということで、6号、7号ぐらいになるのか。多分ならないのかと思うのですけれども。

鈴木担当課長： これは一団地になりますので、公道にはならなくて、あくまでも構内通路といった位置づけで考えています。

会長： 構内通路という形で出てくると。では、そこが、今日は原案なのですけれども、最終的に地区計画の変更を決定する段階では出てくるのですか。

鈴木担当課長： スケジュールでは地区計画のほうが先の決定になります。

会長： 先に変更して。

鈴木担当課長： はい。その後、PFI事業者によるプランニングですとか事業者からの地元説明というものが入るような段取りになっております。

会長： 分かりました。そういう通り抜け通路みたいな話が地元の皆さんからはかなり出していたかに聞いているのですけれども、それはこの計画自体には担保されないけれども、できるだろうと。現在もあるし。

会長： 土地利用方針の中に「歩行者ネットワークに配慮する」といった文言で担保させていただいております。

会長： せっかくなので、もう一回変更するとなれば、確定した段階で、ここはそういう道路ですとしておくことも、ひょっとしたら意味があるかもしれない。というのは、何十年後か100年後かもしれません、また建て替え等があるときに、ある意味では国有地だけれども、地域の皆さん空間として担保してきたんですというあかしにはなりますので、そんなことも含めて今後ともご検討いただければと思います。それでは、ご質問等ないようでしたら、以上にさせていただきたいと思います。

それでは、最後、報告事項第126号「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」です。沖山担当課長よりご報告をお願いいたします。

会長： 金町街づくり担当課長の沖山でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項第126号「東金町一丁目西地区地区計画の変更について」、ご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

まず、資料のご確認をお願いいたします。左肩に「報告事項第126号」と書かれた表紙に続きまして、A4横で右肩に「資料」と書かれた「東金町一丁目西地区地区計画変更（案）の概要（報告）」のホチキス留めの資料が1つ。その後ろにA4縦1枚の「都市計画の案の理由書」。地区計画変更素案としてA4縦の総括図、A4横の計画書、A4横の計画図と方針付図を配布させていただいております。説明については、A4横の右肩に「資料」と書かれたものでご説明させていただきます。

まず、変更案の概要ということでご報告させていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。東金町一丁目西地区の地区計画は、当初、令和元年11月に都市計画決定しております。位置としては、金町駅北西側で、東京理科大学との間の地区となっております。駅から理科大学をつなぐ理科大学通りの交通基盤の拡充や、市街地再開発事業による土地利用転換による広域拠点の形成を目指し、この地区計画は決定しております。

地区の中をA、B、Cと3つの地区に分けておりまして、市街地再開発事業が行われているのがA地区ということでございます。このA地区のみ地区施設等を定めた地区整備計画を策定しておりました。

3ページ目をご覧ください。地区計画決定後の上位計画についてでございます。令和元年、地区計画の都市計画決定後ですけれども、金町駅周辺では地域の方々と協働して策定いたしました「金町駅北口周辺地区まちづくりヴィジョン」の実現のため、取組を具体化しました「金町駅周辺地区まちづくりプラン」を令和3年6月

に策定しております。

また、ご案内かと思ひますけれども、令和5年12月には葛飾区としての都市計画マスターplanが策定されまして、金町駅周辺は、にぎわいと活力のある拠点の形成や、駅周辺における交通結節点としての機能強化といったことが基本方針として定められております。

4ページ目をご覧ください。今申し上げました令和3年のまちづくりプランにおける取組でございます。金町駅の北口では現在、図面でいいますと黄色い部分、東金町一丁目西地区の市街地再開発事業により拠点形成が進められております。また、水色の部分、駅の北側でございますけれども、駅前にありますUR金町駅前団地、これは建て替え等を含めたストック再生が検討されており、これらをつなぐ道路ネットワークとして、赤いラインの理科大学通りからしう通りの拡幅整備、また駅前広場の整備といったことをまちづくりプランとして位置づけております。

これらのまちづくりの進め方として、次ページでご説明いたします。5ページをお開きください。まちづくりの進め方でございます。

現在、理科大学通りにつきましては、歩行者等の交通量の増加に伴い、歩行環境の改善が課題となっております。一方、UR金町駅前団地は関係者の合意形成に時間を要する状況にあり、そういう状況を踏まえまして、段階的なまちづくりを進めていこうと考えてございます。

具体的には、第1段階として、青色のところですけれども、現在進行中の市街地再開発事業の推進により、理科大学通りの拡幅整備を進めてまいります。第2段階として、緑色のところで、再開発の区域から駅前までの区間を、区の道路事業により理科大学通りの拡幅をし、また沿道へのにぎわいの誘導を図っていこうと考えてございます。その後、第3段階として、オレンジ色のところですが、駅前広場の整備と、残りの理科大学通り、しう通りの区間の拡幅をし、道路ネットワークの形成をしていこうといったようなことで進めていこうと考えてございます。

6ページ目をご覧ください。今回の地区計画の変更では、第2段階となる理科大学通りの拡幅、歩行者の通行環境の改善と、沿道のにぎわい誘導のための変更を行おうと考えてございます。

次のページから地区計画の変更の概要のご説明をさせていただきます。

7ページ目をご覧ください。主な変更のポイントは2点ございます。1点目は、歩行者の通行環境の改善のため、拡幅する理科大学通りを地区施設に位置づけます。図面でいいますとオレンジ色の色づけをしたところでございます。2点目でございますが、理科大学通りの沿道のにぎわいの維持、魅力向上のため、建物の用途・意

匠などについてルールを設定します。

次ページより具体的な変更内容をご説明いたします。

8ページ目をご覧ください。こちらが地区計画の区域と、地区のA、B、Cの区分をお示ししているものでございます。全体7.6haで、当初よりA、B、Cと3つの地区の区分をしておりまして、こちらについては今回、変更はございません。

続きまして、9ページ目をご覧ください。こちらがA・B・C地区3地区の共通ですけれども、全体の地区計画の目標でございます。変更箇所を赤字で示しております、先ほどご説明いたしました都市計画マスタープランやまちづくりプランの目標等から、広域拠点の位置づけや、まちづくりプランでの取組方針というものをこの目標のほうにも記載しております。また、段階的なまちづくりを進めるといった観点から、3段目でございますけれども、周辺地区と連携して段階的に道路ネットワークを形成していくといったような文言を加えてございます。

10ページ目をご覧ください。地区整備計画の範囲でございます。もともと再開発を行っておりますA地区のみが地区整備計画の範囲でございましたが、今回、B地区までを広げる予定でございます。

続きまして、11ページ目をご覧ください。こちらが地区施設の変更箇所となります。理科大学通りは幅員を現在11mのものから16mに拡幅いたしますが、この拡幅する理科大学通りをA地区において、当初、主要区画道路1号として地区施設に位置づけておりました。これをB地区側、駅前まで延伸するといったものでございまして、図面で赤く示した範囲が延伸箇所でございます。変更前は延長170mのものが、200m延伸いたしまして、全体370mといった形になります。

12ページをご覧ください。地区整備計画の中の建物等の用途の制限についてでございます。理科大学通りは商店街が形成されておりますが、その連續性を保ち、にぎわいを維持するため、一つは風営法上の用途を制限するものと、もう一つは、理科大学通りに面する1階部分において住宅系の用途を制限するものです。あくまで面する1階のみを制限いたしまして、2階以上を住宅とすることまでを制限するものではございません。

続きまして、13ページ目をご覧ください。建築物等の形態や色彩等の意匠の制限についてでございます。外壁や屋外広告物について、周辺環境や景観との調和を求めるといった内容になってございます。先ほどの12ページの用途制限やこちらの意匠制限につきましては、当初の地区計画で決定していますA地区でも同様の内容の制限がかかっているものとなっております。

続きまして、14ページ目をご覧ください。今回の案作成までの経緯でございま

す。本年7月12日に都市計画法16条に基づく説明会を行いました。その後、縦覧・意見書の受付を行いましたけれども、意見書の提出は0件でございました。また、16条の説明会に先立ち、その下の点線の箱のところでございますけれども、地域の皆様との意見交換会を2回ほど実施させていただいております。令和6年10月と令和7年1月に2回ほど実施させていただいておりまして、10月には73名、1月には56名、延べ129名の方にご参加いただきまして、本計画案についての意見交換をさせていただいたといったところになっております。

最後に15ページ目をご覧ください。今後の進め方でございます。11月より都市計画法17条に基づく公告縦覧・意見書受付を行い、次回1月の本都市計画審議会に変更について付議させていただきたいと考えております。議決いただきましたら、年度内に都市計画決定の告示を行いたいと考えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご意見あるいはご質問があれば承りたいと思います。  
いかがでしょうか。

委員： こここの道路は基本的に理科大の学生が通ることを中心として考えていると思うのですが、そこで意匠制限が必要なのかどうかということはご検討いただければと思います。柴又のような歴史的な地区であれば意匠制限を設けるというのは理解できる話なのですが、ここを学生が通るということは、できるだけコンビニとかも出てももらわないと利便性が高まらないわけで、ただ、コンビニが普通に出ようと思うと原色を使っているコンビニがほとんどですから、ここに出店してくるコンビニに対して、柴又地区あるいは京都の歴史的な地区と同じような、色の地味なものにしてもらうということができるのかどうかということも踏まえて、また、学生が入るような飲食店なんかができるなどを踏まえたときに、本当にここに意匠制限、原色を使うなとか、そういうことをやることが必要なのかどうか、ここはそんなことを望んでいる地域なのかということも考えて、本当にそれが必要なのか。意匠制限にしても、それは営業の自由の制限に当たりますから、本来必要でないものについていえば、するべきではない話なので、本当に必要なのかどうかというのは計画を立てる段階で検討していただければと思います。

会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

議長： ご意見ありがとうございます。もちろん、おっしゃるとおり、主に学生の方が多く使われますし、にぎわいのある商店街を目指すという大きな方向性はございますので、コンビニ等を何か規制するような目的ではないといったところでございます。

文言としましては、「原色を避け」という言葉がございますけれども、大事なこととしては周辺環境に配慮したといったことでございますので、にぎわいのある商店街となっていただければなど。ただ、その中で、あまり周辺になじまないような形を避けていただきたいというような考え方です。この文言については、先ほど申し上げましたけれども、A地区、再開発を実施している地区にも同じ文言で地区整備計画が決まっておりますので、それを踏襲するような形でこの文言については記載させていただいているところでございます。

会長：よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

ここは沿道なのだけれども、壁面の問題はなしですね？

金子：壁面後退等は設定しない予定です。

会長：原案の3ページのところを見ると、建築物の用途というところの風俗の問題と、それから1階の居室その他というところの問題が、同じですかね。幅が狭いから4行になっているけれども、内容は全く同じものが並んでいるのですか。

金子：A地区、B地区につきましては、1段目の風営法のところは全く同じでございます。2段目のところですけれども、唯一違うのは、A地区はA地区全体が1階を住宅等とすることを禁止しておりますが、B地区のほうは「主要区画道路1号に面する」という言葉が入っておりますので、B地区の中でも、理科大学通りに面さないところであれば、1階の住宅系の用途を可とする内容になっております。

会長：さっきのパワーポイントの説明だと全部みたいに見えてしまったけれども、あれは区画道路に面したところということですね？13ページのやつは。

金子：意匠の制限のほうは全体、主要区画道路1号に面したものではございませんので、用途の制限だけが、主要区画道路1号に面した部分の住宅を禁止するという内容でございます。パワーポイントのほうでいいますと、12ページ目の下の表の2つ目の「・」のほうです。ここで「主要区画道路1号に面する」という文言が入っておりまして、13ページ目のほうはそういった文言がないということになっています。

会長：上の図と下の文言がちょっとずれているわけか。「B地区」と上には書いてしまっているのだけれども。

金子：そうですね、図のほうで書かれているのが少し言葉足らずで申し訳ございません。

会長：分かりました。

よろしいでしょうか。こういう方向での取組を進めるということで。随分たくさん意見交換会に参加されたみたいなので、いずれ、こんな意見が出ましたという要約が出たら、次の機会でもいいのですけれども、地元の人がどういう思いでこれに

対応されたか、意見交換されたかというのを審議会としては知りたいなというところもありますので、次の機会に、もし、こういう意見が出たんですという要約があれば、参考資料に出していただくことはできますか。

鈴木議長： 分かりました。次回お諮りさせていただく際に、こんな住民の方の意見がございましたということをご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

会長： よろしくお願いいいたします。

それでは、ほかに質疑がないようですので、これで報告事項3件を終了させていただきます。

最後ですけれども、事務局より連絡事項がありましたらお願いいいたします。

事務局： 本日は貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

なお、次回の都市計画審議会は令和8年1月30日午前10時開催を予定してございます。会場は本日と同じく、立石地区センター2階多目的室となります。どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは以上でございます。

会長： ありがとうございます。

それでは、以上で本日の都市計画審議会を閉会いたします。貴重な時間を頂きまして、また、貴重なご意見等を頂き、ありがとうございました。お疲れさまでした。